旭川市遠隔手話サービス提供事業の概要

スマートフォン・タブレットが使える方



聴覚障がい者

ご自身のスマートフォン・タブレットを持参して利用登録 「旭川市遠隔手話サービス利用登録申請書」をこのとき提出 ※通信のテストなども行います

聴覚障がい者



通訳依頼 ※依頼は、来庁又は FAX にてお願いします。

※原則通訳が必要な日の7日前までに申請してください(緊急時を除く)。

通訳調整 ※内容によっては、手話通訳者を派遣する場合もあります。



手話通訳

聴覚障がい者

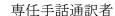




障害福祉課から聴覚障がい者のスマートフォン・タブレットに発信

※聴覚障がい者からの着信はお受けできません

遠隔手話通訳







スマートフォン・タブレットが使えない方

通訳依頼

聴覚障がい者

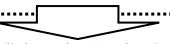


通訳依頼 ※依頼は、来庁又は FAX にてお願いします。

※原則通訳が必要な日の7日前までに申請してください(緊急時は除く)。



通訳調整 ※内容によっては、手話通訳者を派遣する場合もあります。



タブレットの貸付

聴覚障がい者と 聴覚障がい者 意思疎通をとりたい人





タブレットの借受申請 (聴覚障がい者以外の方も申請できます)

「タブレット等借受許可申請書」をこのとき提出

※原則通訳が必要な日の7日前までに申請してください(緊急時を除く)。

タブレット・「タブレット等貸付許可書兼通知書」

※ゆうパックにて郵送します。

緊急時には、手話通訳が必要な場所へタブレットを直接お届け する場合もあります。

「タブレット等貸付許可請書」の提出



手話通訳

聴覚障がい者





障害福祉課から、貸し付けたタブレットに発信

※貸し付けたタブレットからの着信はお受けできません。

遠隔手話通訳

通訳終了後、タブレットをゆうパックで返却





専任手話通訳者